

各所属所長 殿

公立学校共済組合鹿児島支部長
(鹿児島県教育委員会教育長)

マイナ保険証への移行に伴う資格確認書の一斉交付等について（通知）

このことについて、令和 6 年 12 月 2 日からマイナ保険証を基本とする制度に移行したところですが、令和 7 年 12 月 1 日をもって既存の組合員証等（組合員証及び被扶養者証。以下同じ。）の利用が終了することに伴い、マイナ保険証を利用できない方に、切れ目なく保険診療を受けられるよう、組合員からの申請によらず資格確認書を一斉交付することとします。

つきましては、下記のとおり取り扱いますので、貴所属職員に周知してください。

記

1 交付対象者について

データ抽出時点で組合員又は被扶養者として認定されており、かつマイナ保険証を利用できないことを当支部が確認できた組合員等（組合員及び被扶養者。以下同じ。）

※ データ抽出時点で組合員又は被扶養者として認定されているが、マイナ保険証の利用登録の有無が確認できなかった者については、利用登録の有無が確認でき次第、別途送付します。

交付されている証等	一斉交付の有無
既存の組合員証等	有り
有効期限が令和 7 年 12 月 1 日までの資格確認書	有り ※交付済みの資格確認書と差し替えて利用
有効期限が令和 11 年 11 月 30 日までの資格確認書	無し ※交付済みの資格確認書を引き続き利用

※ いずれの場合もマイナ保険証を利用できないことを当支部が確認できた組合員等に限る。

2 送付時期等について

交付対象者がいる所属所へ、交付対象者一覧等と併せて、令和 7 年 11 月中に使送便で送付します。

3 資格確認書の取扱いについて

資格確認書交付後にマイナ保険証を利用できるようになった場合でも、原則として資格確認書の返却は必要ありません。ただし、資格確認書の有効期限内に資格喪失・認定取消となった場合は、資格喪失届又は被扶養者認定（取消）申告書と併せて資格確認書を返却してください。

4 経過措置終了後の組合員証等（有効期限切れの資格確認書を含む。）の取扱いについて

既存の組合員証等や有効期限切れの資格確認書については、当支部への返却は不要です。個人情報を含むため、本人で適切に破棄してください。

ただし、令和 7 年 12 月 1 日以前に資格喪失・認定取消となる場合は、従前どおり資格喪失届又は被扶養者認定（取消）申告書と併せて組合員証等を返却してください。

5 令和7年12月2日以降の医療機関等への受診方法について

マイナ保険証を持っている場合は、マイナ保険証を医療機関等の窓口に提示してください。マイナ保険証を持っていない場合は、資格確認書を提示してください。

マイナ保険証の有無	受診方法
マイナ保険証を持っている	<u>マイナ保険証</u> を利用 ※医療機関等がマイナ保険証に対応していない場合は、マイナ保険証と併せて資格情報のお知らせ又はマイナポータルの資格情報画面を窓口に提示してください
マイナ保険証を持っていない	<u>資格確認書</u> を利用 ※70歳以上の組合員等で、資格確認書に負担割合が記載されていない場合は、高齢受給者証も併せて提示してください

6 マイナンバーカードの健康保険証利用登録について

マイナンバーカードを持っていても、ご自身で健康保険証としての利用登録をしていないとマイナンバーカードを健康保険証として利用することはできません。令和7年12月2日以降、医療機関等で保険診療を受ける際は、マイナ保険証が基本となりますので、利用登録へのご協力をお願いします。

なお、自身が利用登録をしているかわからない場合は、マイナポータルのホームタブ内「証明書」エリアの「健康保険証」ページから確認を行ってください。

7 その他

- (1) マイナ保険証保有者には、原則として資格確認書の交付は行いません。マイナ保険証の利用登録解除を申請する場合は、「マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書」を提出してください。
- (2) マイナ保険証保有者であるが、要配慮者（マイナ保険証での受診が困難で、介助者等の第三者が同行して資格確認を補助する必要がある者）に該当し、資格確認書の交付を希望する場合は、所属所を経由して、「資格確認書（再）交付申請書（整理番号8-1）」を当支部まで提出してください。
- (3) マイナ保険証移行後の事務手続きについては令和6年11月29日付け公共鹿第801号「マイナ保険証への移行に伴う今後の各種事務手続き等について」を御確認ください。

問合せ先

公立学校共済組合鹿児島支部
(鹿児島県教育庁総務福利課内)
年金給付係 宮里, 水本, 中村,
池之上
Tel : 099-286-5220